

高年齢者就業機会確保事業費等補助金  
(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付要綱

山 梨 県

(通則)

第1条 高年齢者就業機会確保事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費に対する高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金は、公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)が行う補助事業の実施に要する経費について交付するものとし、補助金の交付対象となる経費は別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする連合会は、別に定める期日までに交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、連合会に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 連合会は、補助金交付の決定を受けた後、次に掲げる一に該当する場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第2号)により、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の区分ごとの配分の変更をしようとする場合(ただし、各配分額のいずれか低い額の20%を超えない流用増減はこの限りでない。)

(2) 補助事業の内容を変更しようとする場合(ただし、補助金の交付目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。)

2 連合会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により知事の承認を受けなければならない。

3 連合会は、補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、知事が必要を認めるときは、概算払いをすることができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 連合会は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。
- 3 連合会は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合において、補助金交付の決定内容等を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、連合会に通知するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 連合会は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(財産の処分の制限)

第11条 連合会が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は、効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具及びその他の財産についての、財産処分の制限をする期間は、知事が別に定める期間とする。

- 2 連合会は、前項の期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第7号)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 連合会が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として処分を制限された取得財産等を処分した時から、財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整理)

第12条 連合会は、補助事業の経理について、その内容を証する書類を整備し、他の経理と区分してその収支を明らかにし、当該事業の終了の日から5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成10年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は平成13年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は平成18年7月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

## 別表

区分	費目	補助対象経費
人件費	職員基本給	補助事業の管理に必要な左に掲げる経費とし、平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」に準ずる
	職員特別給与	
	職員諸手当	
	社会保険料	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	職員退職給与引当金	
	退職金掛金	
管理費	旅費	補助事業の管理に必要な左に掲げる経費とし、平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」に準ずる
	備品費	
	消耗品費	
	会議費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	光熱水料	
	公租公課	
	借料及び損料	
	保険料	
	諸謝金(基本給)	
	諸謝金(特別給与)	
	諸謝金(諸手当)	
	賃金(基本給)	
	賃金(特別給与)	
	賃金(諸手当)	
	社会保険料	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	職員退職給与引当金	
退職金掛金		
研修費		
訓練委託費		
雑役務費		
事業費 ※	旅費	事業の実施に必要な左に掲げる経費とし、平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」に準ずる。
	備品費	
	消耗品費	
	会議費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	光熱水料	
	公租公課	
	借料及び損料	
	保険料	
	諸謝金(基本給)	
	諸謝金(特別給与)	
	諸謝金(諸手当)	
	賃金(基本給)	
	賃金(特別給与)	
	賃金(諸手当)	
	社会保険料	
	法定福利費	
	福利厚生費	
	職員退職給与引当金	
退職金掛金		
研修費		
訓練委託費		
雑役務費		

※平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」中の別表の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業とする

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金  
(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付申請書

平成 年度における別紙の事業に係る補助金の交付を受けたいので、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付申請額 金 円也
- 3 補助金所要額調書(別紙1)
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 定款(又は寄付行為)及び役員名簿

補助金所要額調書

団体名

(単位:円)

区分	費目	対象経費の支出予定額 A(B+C)	県補助所要額B	国庫補助申請額C	自主財源等D	合計(A+D)	備考
人件費	職員基本給						
	職員特別給与						
	職員諸手当						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金 退職金掛金						
人件費計							
管理費	旅費						
	備品費						
	消耗品費						
	会議費						
	印刷製本費						
	通信運搬費						
	光熱水料						
	公租公課						
	借料及び損料						
	保険料						
	諸謝金(基本給)						
	諸謝金(特別給与)						
	諸謝金(諸手当)						
	賃金(基本給)						
	賃金(特別給与)						
	賃金(諸手当)						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金 退職金掛金						
	研修費						
	訓練委託費						
	雑役務費						
管理費計							
事業費	旅費						
	備品費						
	消耗品費						
	会議費						
	印刷製本費						
	通信運搬費						
	光熱水料						
	公租公課						
	借料及び損料						
	保険料						
	諸謝金(基本給)						
	諸謝金(特別給与)						
	諸謝金(諸手当)						
	賃金(基本給)						
	賃金(特別給与)						
	賃金(諸手当)						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金 退職金掛金						
	研修費						
	訓練委託費						
	雑役務費						
事業費計							
補助対象経費合計							
補助対象外経費合計							

※ 事業内容の分かる資料を添付すること

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県  
シルバー人材センター連合事業)変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった高年齢者就業機会確保  
事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)について一部を次のとお  
り変更したいので、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材セ  
ンター連合事業)交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請しま  
す。

- 1 変更額 金 円也  
(変更後交付申請額 金 円也)
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 補助金所要額変更調書(別紙 1)

補助金所要額変更調書

団体名

(単位:円)

区分	費目	対象経費の支出予定額 A(B+C)	県補助所要額B	国庫補助申請額C	自主財源等D	合計(A+D)	備考
人件費	職員基本給						
	職員特別給与						
	職員諸手当						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金						
退職金掛金							
人件費計							
管理費	旅費						
	備品費						
	消耗品費						
	会議費						
	印刷製本費						
	通信運搬費						
	光熱水料						
	公租公課						
	借料及び損料						
	保険料						
	諸謝金(基本給)						
	諸謝金(特別給与)						
	諸謝金(諸手当)						
	賃金(基本給)						
	賃金(特別給与)						
	賃金(諸手当)						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金						
	退職金掛金						
	研修費						
	訓練委託費						
雑役務費							
管理費計							
事業費	旅費						
	備品費						
	消耗品費						
	会議費						
	印刷製本費						
	通信運搬費						
	光熱水料						
	公租公課						
	借料及び損料						
	保険料						
	諸謝金(基本給)						
	諸謝金(特別給与)						
	諸謝金(諸手当)						
	賃金(基本給)						
	賃金(特別給与)						
	賃金(諸手当)						
	社会保険料						
	法定福利費						
	福利厚生費						
	職員退職給与引当金						
	退職金掛金						
	研修費						
	訓練委託費						
雑役務費							
事業費計							
補助対象経費合計							
補助対象外経費合計							

※ 事業内容の分かる資料を添付すること

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県  
シルバー人材センター連合事業)事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった高年齢者就業機会確保  
事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)について、事業を次のと  
おり中止(廃止)したいので、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シル  
バー人材センター連合事業)交付要綱第6条第2項の規定により、申請します。

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止期間(廃止予定年月日)
- 3 必要添付書類



山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった高年齢者就業機会確保事業費等補助金（山梨県シルバー人材センター連合事業）について、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（山梨県シルバー人材センター連合事業）交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円也

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振込

振込先銀行名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_ 預金種別（当座・普通）  
口座名義 \_\_\_\_\_ 番 号 \_\_\_\_\_

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県  
シルバー人材センター連合事業)事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった高年齢者就業機会確保  
事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)に係る事業の実績を、高  
年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付  
要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額調書(別紙1)
- 2 高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事  
業)事業報告書(別紙2)
- 3 その他参考となる関係書類  
当該事業年度の収支決算(見込)書及び事業報告書

補助金精算額調書  
団体名

(単位:円)

区分	費目	支出予定額A(B+C)	県補助金額B	国庫補助金確定見込額C	自主財源等D	合計(A+D)	備考	
人件費	職員基本給							
	職員特別給与							
	職員諸手当							
	社会保険料							
	法定福利費							
	福利厚生費							
	職員退職給与引当金							
	退職金掛金							
人件費計								
管理費	旅費							
	備品費							
	消耗品費							
	会議費							
	印刷製本費							
	通信運搬費							
	光熱水料							
	公租公課							
	借料及び損料							
	保険料							
	諸謝金(基本給)							
	諸謝金(特別給与)							
	諸謝金(諸手当)							
	賃金(基本給)							
	賃金(特別給与)							
	賃金(諸手当)							
	社会保険料							
	法定福利費							
	福利厚生費							
	職員退職給与引当金							
		退職金掛金						
		研修費						
		訓練委託費						
	雑役務費							
管理費計								
事業費	旅費							
	備品費							
	消耗品費							
	会議費							
	印刷製本費							
	通信運搬費							
	光熱水料							
	公租公課							
	借料及び損料							
	保険料							
	諸謝金(基本給)							
	諸謝金(特別給与)							
	諸謝金(諸手当)							
	賃金(基本給)							
	賃金(特別給与)							
	賃金(諸手当)							
	社会保険料							
	法定福利費							
	福利厚生費							
	職員退職給与引当金							
		退職金掛金						
		研修費						
		訓練委託費						
	雑役務費							
事業費計								
補助対象経費合計								
補助対象外経費合計								

※ 事業内容の分かる資料を添付すること

様式第5号（別紙2）

高年齢者就業機会確保事業費等補助金

（山梨県シルバー人材センター連合事業）事業報告書

（団体名）

---

1 人件費及び管理費

（1） 事務局体制（正規職員等配置状況など）

（2） 事務所運営状況（事務所設置場所など）

（3） 主な事業実績（請負・委任に係る就業延人員等）

2 高年齢者活用・現役世代雇用サポート事業

（1） 事業推進体制（事業コーディネーター等配置状況など）

（2） 主な事業実績（派遣に係る就業延人員等）

様式第6号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)に係る消費税額の確定に伴う報告書

高年齢者就業機会確保事業費補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金確定時における消費税仕入控除税額
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額

(添付書類)

積算内訳書

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

財産処分承認申請書

平成 年度高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)に係る高年齢者就業機会確保事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(山梨県シルバー人材センター連合事業)交付要綱第11条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類